

基本方針の項目

<基本方針の目的>

指定管理者に公の施設の管理を行わせることに関し、必要な事項を定め、指定管理者制度の導入及び更新等について、適正に実施することを目的とします。

1. 制度の概要

制度が設けられた背景を記載しています。

2. 指定管理者制度への対応方針

制度への対応方針や指定管理者の導入基準を記載しています。

3. 条例の設置方針

指定の手続等の共通事項や施設管理の基準等について条例で整備することを記載しています。

4. 指定管理者の選定方針

指定管理者の選定や選定委員会の設置・運営について記載しています。

5. 指定期間

指定期間に関する考え方を記載しています。

6. 利用料金制度

施設の利用の対価を指定管理者の収入とする利用料金制について記載しています。

7. 協定についての考え方

条例に規定する「基本協定書」と「年度協定書」の締結することを記載しています。

8. 指定管理者の事業報告の義務

毎年の事業の報告方法や報告項目に関する内容を記載しています。

9. 管理業務の監督方法及び指定の取消し等

指定管理に対する監督方法や、指定の取消し等について記載しています。

10. 秘密の保持義務等

施設管理業務上、知り得た秘密に関する取扱い等について記載しています。

11. 提案内容や協定の合意事項の遵守及び履行状況の定期的・継続的な評価

指定管理者に対する総合評価の手法等に関する内容を記載しています。

12. おわりに

基本方針の見直しに関する考え方について記載しています。

改定のポイント

<主な改定内容>

○タイトルについて

指定管理者制度の運用（モニタリング）に関する項目を追記したため内容を改訂しています。

○指定管理者の選定方針について

選定過程において、会議録を作成することなどを追記する内容の改訂をしています。

○指定期間について

指定期間を「5年以内を目的」としていた部分を「原則5年間」に改訂をしています。

○管理業務の監督方法及び指定の取消し等について

住民サービスの停止や質の低下などを防ぎ、適正な施設管理を行うために、注意書きを追記しています。

○その他

「1. 制度の概要について」、「2. 指定管理者制度への対応方針について」、「12. おわりに」の制度導入に関する留意点を示す文章を削除しています。